

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第7号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前			
別表第1（第2条、第4条関係）			別表第1（第2条、第4条関係）			
市町名	機関	職名	市町名	機関	職名	
略			略			
東かがわ市	略		三豊市	本庁	議会事務局	事務局長、事務局次長
		市長部局			部長、会計管理者、次長、課長、人事課の課長補佐・人事担当主任・人事担当副主任	
		教育委員会事務局			教育長、部長、次長、課長	
		監査委員事務局			局長	
		農業委員会事務局			局長	
		出先機関		支所	支所長、課長	
				福祉事務所	所長、課長	
				保育所	保育所長	
				病院	病院長、副院長、事務長、課長、総看護師長	
				診療所	所長、課長	
		中学校	校長、教頭			
		小学校	校長、教頭			
		幼稚園	園長			
土庄町	略		土庄町	略		

略

略

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。